

平成18年第1回瑞穂市議会定例会会議録（第2号）

平成18年3月9日（木）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 議案第5号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第2 議案第6号 もとす広域連合の処理する事務及び規約の変更について
- 日程第3 議案第7号 本巣消防事務組合理約の変更について
- 日程第4 議案第8号 瑞穂市第1次総合計画の基本構想を定めることについて
- 日程第5 議案第9号 瑞穂市国民保護協議会条例の制定について
- 日程第6 議案第10号 瑞穂市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 日程第7 議案第11号 瑞穂市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第12号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第13号 瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第14号 瑞穂市福祉作業所条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第15号 瑞穂市墓地条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第16号 瑞穂市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第17号 平成17年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第14 議案第18号 平成17年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第19号 平成17年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第20号 平成17年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第21号 平成17年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第22号 平成17年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第23号 平成17年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第24号 平成17年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第25号 平成18年度瑞穂市一般会計予算
- 日程第22 議案第26号 平成18年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第23 議案第27号 平成18年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算
- 日程第24 議案第28号 平成18年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算
- 日程第25 議案第29号 平成18年度瑞穂市下水道事業特別会計予算
- 日程第26 議案第30号 平成18年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第27 議案第31号 平成18年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計予

算

日程第28 議案第32号 平成18年度瑞穂市水道事業会計予算

日程第29 議案第33号 市道路線の認定及び廃止について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	篠田徹
3番	若園五朗	4番	広瀬時男
5番	熊谷祐子	6番	松野藤四郎
7番	浅野楔雄	8番	堀孝正
9番	桜木ゆう子	10番	小川勝範
11番	小寺徹	12番	藤橋礼治
13番	山本訓男	14番	広瀬捨男
15番	星川睦枝	16番	棚瀬悦宏
17番	土屋勝義	18番	澤井幸一
19番	西岡一成	20番	山田隆義

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	松野幸信	助役	福野寿英
収入役	河合和義	教育長	今井恭博
市長公室長	青木輝夫	総務部長	関谷巖
市民部長	松尾治幸	都市整備部長	水野年彦
調整監	中島隆二	水道部長	松野光彦
教育次長	福野正		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田正利	書記	広瀬照泰
書記	古田啓之		

開議の宣告

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 議案第 5 号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第 1、議案第 5 号岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第 2 議案第 6 号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第 2、議案第 6 号もとす広域連合の処理する事務及び規約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第 3 議案第 7 号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第 3、議案第 7 号本巣消防事務組合理約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第4 議案第8号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第4、議案第8号瑞穂市第1次総合計画の基本構想を定めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 3番 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 3番、翔の会、若園です。

議案第8号について質問します。

議案の総合計画の4ページのところでございますけれども、ここに土地利用の基本計画の平成18年から平成27年の10年間の基本方針が載っています。この中に、只越地区の市街化調整区域の土地利用の見直しと、もう一つ、巢南、樽見鉄道東の十七条、十八条地区の農振の見直しについてお尋ねします。

前にいただいたこの総合計画の18から19ページのところも同じようでございますけれども、新市計画と同じような土地利用計画でございますけれども、今回の見直しについての10年間の見直し基本方針についてお尋ねします。

2点目としまして、基本計画の48ページ、幹線道路の状況でございますけれども、この上の方を見てもらいますと岐阜・巢南・大野線のところですが、計画してございますが、その後の予定線がかいてございません。この基本計画について、やらないのかどうか。やっぱり10年先、20年先でございますので、その執行部というか、この提案についての内容について、将来ここを点線にこういうふうに行くんだというような、それを確認したいと思います。

あと3点でございますけれども、議案の資料の中の10ページでございますが、住みよい環境づくりの中に広域連携を踏まえた廃棄物の処理体制ということで、今、各市町で単独でいろいろと粗大ごみの中間処理をやっているところもございますが、将来、西濃環境ごみ施設というか、西環の方である程度の方針なりうたってもらおうのが今回のこの基本計画の内容だと思えますが、その3点についてお尋ねします。

三つ目の粗大ごみについては、基本計画の58ページを見てもらいますと、粗大ごみの処理トン数が、合併前と合併後におきまして非常に多うございます。平成15年と16年の粗大ごみの処理倍率を見ますと1.3倍でございます。こちら辺の考え方について、3点を確認します。以上です。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 3点からの質問があったと思いますけれども、土地利用計画につきましては、この後、この基本構想に従いましてマスタープランの計画で取り計らってまいり

ます。そちらの方でしっかりしたものが出てくる予定でございます。

そして58ページでございますけれども、こちらにつきましては基本計画の方でございます。

今お諮りしているのは基本構想でございます、基本構想が固まった上での基本計画ということになります。したがって、これ皆さん方にお渡ししたのは、基本構想だけではなくなかなかイメージがわからないんじゃないかということで、基本計画も一緒につけて、大体こんなようなことだということでお示しをしたわけでございます。

こちらの基本計画につきましては、先般の全協で申し上げましたけれども、時代の趨勢を見守って見直しをかけていかなきゃいけないかなということも考えております。

この基本構想につきましては、これから10年ということでございますので、よろしく願いたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 今、市長公室長より構想と総合計画の違いについて御説明があったんですけども、今言っている3点について、基本構想の中に大きな枠の中で踏まえておるという考え方が、将来、議決した段階で議会の中の要望なり、変更ができるかどうか、それを確認します。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 皆さん方の御意見も聞きがてら、またこちらの方で策定をしていきたいと思っております。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 5番 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 議席番号5番 熊谷祐子です。

一問一答でお願いします。

まず一つ目ですが、基本構想の1ページ、第1章将来ビジョン、第1節瑞穂市の将来像のところの中段からいきますが、特にこれからのまちづくりにおいては、ハードだけでなくソフトも含め、地域住民が担うべき役割が高まると予想されることから、市民がみずからの地域のまちづくりを自主的に考え、みずから行えることは自主的に活動し、不足している部分を行政に提案するというスタンスが必要だと。もちろん抽象的な考え方ですが、本当にこういうことが大事だところまで思うわけですが、この先ですが、このためには、これまでのような「あれが欲しい、これが欲しい」といった陳情・要望型の市民参加ではなく、「自分たちの地域はこういうまちづくりを目指したいから、自分たちはこういうことを行うべきで、行政はこういうことを支援するべきだ」という提案型の市民参加をはぐくんでいくことが重要だと。この箇

所についてですが、この箇所の真ん中「陳情・要望型の市民参加ではなく」というふうに書かれています。ここに「陳情」を入れることは、構想として適当なんでしょうかという疑問です。

といいますのは、自治法の109条の第3項の常任委員会のところ、「常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案・陳情等を審査する」と。陳情も審査するというふうに、自治法にも陳情は非常に正当というか、位置づけられているものを、これを読みますと、一般市民は自治法とか一々読まないわけですから、何か陳情がいけないことのようにして、これからは否定されるように受け取るのではないのでしょうか。「お願い型」とか書かれるならまだわかるんですが、ここの部分に「陳情」を入れることの是非について、討議の上でここに「陳情」という言葉を入れるようになったのかどうかお聞かせください。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 討議の上でこうなったんじゃないかということでございますけれども、別に討議の上でなったわけではございません。私どもの意図しておりますのは、「住民主動型」ということを私はいつも使っているんですけども、主に動くという格好、そんな格好が地域づくり、まちづくりには一番いいんじゃないかという感じをしております。

そんな格好から、この言葉が出てきたわけでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） ということであれば、ここに自治法の中でも位置づけされている「陳情」という言葉を入れるのは不適切ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 表現として、私は別に不適當だとは考えておりません。こういうこともひとつ住民のPRといひますか、念頭に置いてやっていただけるのが非常にいいんじゃないかと思ひます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） それでは、この点につきまして後の審査で付託されますので、しっかり審査をするように望みます。

次に第2点目ですが、12ページです。ここから3点お尋ねいたします。

3-3 だれもが生き生きと暮らせるまちづくり。すべての人が健康でともに暮らせる助け合いの社会づくりを進めます。

支え合いの社会づくりということで、福祉関係だと思ひますが、これをずっと読んでみます

と、3点ですが、まず1点目ですが、3行目、途中から読みますが、「人にやさしい施設整備や公共空間づくりを進めるとともに、社会福祉協議会等と連携を密にして」という点ですが、社会福祉協議会の記述につきましては、この構想の次に添付されております資料8-2に、瑞穂市総合計画審議会会長の長坂先生が答申として、構想の中には入れられなかったけれども、非常に重要であるというようなことが書かれています。資料8-2の2枚目です。個別意見書です。社会福祉協議会は、市から独立をもっとすべきであるということが書かれています。その意見と今の「密にし」というのは、相反するわけですね。わざわざ答申に社会福祉協議会は今よりも独立しなければいけないということが書かれているということについて、そしてここで「密にし」と書かれていることについてどう思われるでしょうか。以上です。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 独立というのと密にするというのは相反するものじゃなくて、かえって必要じゃないかと思います。やはり住民のための福祉を推進していくためには、行政、それから社協というのは密に連絡をとり合っていかなければならない点があります。社協の独自の運営等につきましては、独立の方向に持っていかなければならないのは当然だと思います。そのような関係から、私は独立イコール密だということとはまた別だと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 先ほどちょっと場所をきちんとと言えなかったんですが、瑞穂市総合計画審議会個別意見書の中の三つ目に書いてあります。だれもが生き生きと暮らせるまちづくり、わかりますでしょうか。資料8-3の1枚前の最初のページです。

これから社会福祉協議会というのは、社会福祉・介護保険事業において非常に大切な立場になってきます。現在は行政に多大な援助を受けていますが、本来の独立機関として活動することを望みますと明記されています。現実問題として、例えばボランティア団体は全部社協に持って行ってしまって、生涯教育の中でそういう団体は瑞穂市の行政としては全くなきがごとくになっていますし、これは後に一般質問で私が取り上げる予定ですが、福祉関係の大変すばらしい講演会を続いて1月、2月、3月とありましたが、これも全部福祉協議会の主催なわけで、市は後援することはいいと思うんですが、そういう形でやっておりますね。ですから、私はこの記述が本当にこのとおりだと受けとめます。

したがって、ただいまのようなどっちでもあまり意味は変わらないというような御答弁ではなく、ここで指摘されている現状をもう少し反映した書き方ですね。社会福祉協議会を含めた基本構想ではないはずですので、市は市として福祉関係も取り組みたいということがわかる、社会福祉協議会に全部お任せするというような実態になっているわけですから、そしてここにこういう個別意見書も出ているわけですから、これをもう少し取り込んだ、市としてきちんとし

ますというような表現に書きかえた方がいいんじゃないでしょうか。重ねて質問いたします。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 私は別に、ここに書いてございます社協との連携を密にしてというのでいいんじゃないかと思えます。

先ほど申し上げましたとおり、行政と社協とは表裏一体といいますか、本当に密にして進めていかなければならない問題だと。それで、密に進めていって初めて住民の方の福祉が生まれてくるんだという考えであります。

以上のことから、私はこの表現でいいんじゃないかと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 結論はそのとおりだと思うんですが、それでは個別意見書の中の、例えば「社会福祉協議会は本来独立機関ですが、連携を密にし」というような、この個別意見の一文を取り入れて書いてもいいんじゃないでしょうか。いかがお考えでしょうか。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） ちょっと意味が今とれなかったんですけども、この意見書の中に「密」を取り入れるということは、私どもの書いたものではございません。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） ちょっとわからなかったようですので、もう一回御説明いたします。

個別意見書の中に、「現在は行財政に多大な援助を受けていますが、本来の独立機関として活動することを望みます」と、社協に関してちゃんと明記されているわけですから、この文言を取り入れて、基本構想の中にですね。「本来は独立機関ですが、連携を密にし」というふうに、この独立機関ということを取り入れて明記しても、今の御答弁のように連携することになるわけですから、この「独立機関ですが」という言葉を取り入れてもいいのではないのでしょうかという質問です。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 意見書でございますが、この基本構想につきましては審議会の方はこれでいいんだと。これから行政を実際に進めるに当たってはこのようなことを勘案といいますか、留意して進めてほしいという意見でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 最初に申し上げましたように、瑞穂市としての行政の現状が、社会福祉

協議会に福祉のことは非常に任せているという現状があるので、これから10年間、先ですね。このように社協というのは独立機関であるべきだという意見が出たので、今までそういう現状があるので、これから先はそのように是正していった方がいいということを取り入れるべきではないかというのが質問の趣旨です。あとは審査でしていただきたいと思います。

続けて三つ目ですが、同じ場所です。ここの支え合いの社会づくりですが、この中に幾つか横文字が出てくるわけですが、「ノーマライゼーション」、これはすべての人がノーマルに、ごく普通に暮らすことができる社会という意味ですね。それから「ユニバーサルデザイン」というのも、障害にかかわらずだれもが使えるデザインという意味ですが、ここに「バリアフリー」という言葉が全く抜けていますが、私はおかげさまで社協の連続8回というすばらしい講座を受けました。こういう語句を全部整理をして学んだわけですが、「バリアフリー」という言葉が一番上位にあって、バリアをフリーにするという意味ですね。これを達成するためにノーマライゼーションでなければいけないし、ユニバーサルデザインを取り入れなければいけないという意味だということ学びました。ということですので、基本構想全体の上位に当たる構想としては、この二つはもちろんあっていいわけですが、「バリアフリー」という言葉が一番重いというか、抜かせない言葉と思いますが、これを入れるということはいかがお考えでしょうか。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） これを見ていただければわかりますように、すべての人が普通に暮らすことができるように。というのは、バリアフリーも一面持っているということでございます。

ですから、ノーマルな書き方がしてございますが、一面にはこのようなことが基本構想の中には含まれているということを御理解いただきたいと思います。

したがって、別にバリアフリー、頭から出してもらってもこれでいけると思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） ただいまの御答弁だと、内容は十分そのとおりですということですので、そのとおりということをあらわす言葉が「バリアフリー」なわけですから、社会福祉協議会の講演会も最初に「バリアフリーのまちづくり」というのがあって、その下にこういう言葉がいっぱい出てくるわけですから、やっぱり入れるべきではないでしょうか。はっきりわかっているように、いかがでしょうか。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） どちらが先かというようなことになってきましたけれども、私の考えとしましては、すべての人が普通に暮らすことができるよというのが一番もとだと思いま

す。そして、そこからバリアフリーが生まれてくるんだという考えであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） ちょっと議論がかみ合わないんですが、どちらが先かというのではなくて、私が最初に申しあげましたが、どちらが上位にある言葉かというふうに申しあげました。「バリアフリー」という言葉が上位だ。そのために、ユニバーサルデザインがいいし、ノーマライゼーションでなければいけないという、先かじゃなくて、どちらが上位かということです、言葉の。

これもあと審査で、ぜひ話し合っていたきたいと思います。

最後になります。この部分に放課後児童クラブとありますが、「学童」という言葉が一つありません。そのかわりに、真ん中ですね。「子育て支援については、女性の社会進出等による保育需要の多様・増大化に対応した保育サービスの充実はもちろん、子育ての相談、助言の機会づくりや、子育てサークルの支援等、地域の子育て家庭に対する育児支援を充実します」とあります。ここは福祉関係だから、未就園の子のことを主に書いてあるのものであろうということはおもいますが、例えば次世代育成支援法などは全部18歳まで、中・高校生までですね。小学生、中学生、高校生まで含むわけですし、ここに「放課後児童クラブ」という言葉が出てこないならば、次のページの輝く人づくり、女性に対する施策のところ、男女共同参画のところ、女性が働きやすくなるようにということで、学童を充実しなければいけないというのがあるわけですから、そこでももちろんあっていいわけですが、どちらにも「放課後児童クラブ」という言葉はありません。

子育てサークルの支援などと書いてありますが、子育てサークルというのは、私も長くやってきましたのでわかりますが、これは本当にただ好きでやっているのにすぎないわけです。しかし、学童は好きでやっているわけではなくて、本当に社会的需要、子育てを助けるという重要な役割、施策、位置づけなわけですね。ですから、子育てサークルを削っていただかなくても結構ですけれども、このような会のものを入れるのでしたら、放課後児童クラブを入れるべきではないか。

もう一つの理由は、現在、瑞穂市でお母さん方、または私の年齢の人も娘や嫁が働きに出るので、孫を見ている人が大変多いわけです。今の現状では、既に穂小校下なんか定員が30名なのに40人近くになっているわけで、これから10年間の需要と云ったらどうなるのだろうという現状ですので、ここに「放課後児童クラブの充実」という言葉をぜひ入れるべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 何か全部反発になるようですが、私は別にこの放課後児童クラブ

という名前は入れなくても、この構想の中の趣旨でそれも全部含まれていると解釈をいたしておりますので、これでいかせていただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 御答弁を聞いていますと、その言葉がなくても、全部その意味ですというふうに聞こえるんですが、やっぱりその言葉がなければ、それは受け取る人は受け取れないわけですから、一人ひとり市民がこのように、これはどうなっているんですかというのを私たちのように聞く機会はないわけですから、市民の代表として、今述べた4点ですね。特に言葉が抜けているというか、ちょっと書き方がこれでははっきりしないというのですね。それはこの後の付託されたところでしっかり審議・審査をされるように望みます。以上です。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 11番 小寺です。

2点にわたって質問をいたします。

第1点目は、11ページ、だれもが助け合う地域コミュニティについてであります。

地域コミュニティについては、再三市長も強調をされております。ここの中に書いてあることをちょっと確認したいんですが、中ごろに「身近なコミュニティ活動の拠点づくりを進める」と書いてありますが、その拠点づくりとはコミュニティセンターをことしの予算でも本田につくると。方向としては、小学校に一つずつコミュニティセンターをつくるということをして市長は述べられたことがあるんですが、そのことを指しておると理解していいのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

2点目、13ページでございますが、未来を担う人づくりの項の中ほどに「なお」というところから、「幼児教育に関しては、就学前の教育施策としてのみならず、社会的ニーズに対応できるよう、保育施設と連携した体制整備を進めます」ということが書いてありますが、これは幼保一元化を目指すということなのかどうか。ちょっとこの文章の中からイメージが出てこのんですが、どういうことか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。以上2点です。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 11ページのコミュニティ活動の拠点づくりということでございますが、これにつきましては議員御指摘のとおり市長が申し上げておりますコミュニティセンターを校区に一つぐらいずつつくっていきたくて。順番がどうなるかわかりませんが、そんな考えでおるわけでございます。これを核として、またコミュニティをつくっていただく。そしてまた、地域の公民館でもコミュニティが非常にできますので、そんなところも補

助していきがてら充実させていきたいという考えでございます。

それから「なお」の幼児教育に関しては、就学前の教育施策云々でございますけれども、幼保一元化も一つの考えでございますし、現在も保育園等で一応、本当の保育だけでなく、ある程度のものを教えたり何かをしているところでございますので、そんなものも充実していったらいいんじゃないかと思っております。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 8番 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） 1点質問させていただきたいと思います。

先ほど若園議員が質問をされたところでございますが、それは9ページの道路の関係で、交通基盤の整備というところで、東海環状自動車道や国・県道等の広域的な交流を担う幹線道路網の整備を図るとともに、これらにアクセスする市道の整備を進めという構想、そしてその構想はもう少しあれするというので、計画を出されております。それが先ほども御指摘ございました48ページですね。

そこでちょっと確認をしておきたいのは、この図面は現況、県道とか国道、そういったものだけを示してあるだけで、計画の本当のこれからやらなくてはいけない、そういうあれは載せてないのかどうかというところであります。

なぜそんな話をするかといいますと、要するにここに穂積・巢南線がございます。いわゆる穂積から旧巢南を通りまして、揖斐川の橋を越えまして258につながっていくこの道路。この道路から南へ下がりまして、東海道線を越えまして、そして21号バイパスを越えまして安八へ入り、そしてこの間完成しましたプラント6がございます、ここまでの北方・多度線、これははっきり申し上げまして瑞穂市の、岐阜・巢南・大野線を含めまして、環状道路になると思います。ですから、計画ということになっておりまして、その計画に書かなくて、現況の県道とか、そういうものを記しておるだけで、入っておるけれども書いてないのか、それとも全く考えておらんのか、そのことを聞きたいと思います。

もし考えてないというような話ならとんでもないことございまして、市長、ちょっとあれですが、今申し上げましたこういった東海環状にもつながります。瑞穂市の環状線ですね。これは旧の本巢郡の時代から中部縦貫を含めましてあれですから、これは何が何でもやってもらわないかん。ここに書かれておらんから、このままで行ったらえらいことですから、その確認をしておきたいということで、質問をさせていただきます。市長から御答弁をいただきますよう、よろしく願いいたします。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 先ほどの48ページにつきましては、一応現状の路線図が載せてあ

るわけでございます。また、この基本構想ができてきて細かいものにつきましては、18年度に都計法によるマスタープランをつくることになっております。そちらの方でもう少し検討して載せていきたいと思っております。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑ないようです。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については、19人の委員で構成する総合計画特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、本案については、19人の委員で構成する総合計画特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

総合計画特別委員会の設置が決定しましたので、委員を選任する必要があります。

お諮りします。総合計画特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、私、議長を除く19人を指名したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、総合計画特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

これより総合計画特別委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思っております。総合計画特別委員は、議員会議室に御参集ください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間、年長の議員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしくお願いをします。

それでは、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後1時44分

再開 午後2時01分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

総合計画特別委員会の委員長には澤井幸一君が、副委員長には広瀬時男君が決定しましたので、御報告いたします。

日程第5 議案第9号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第5、議案第9号瑞穂市国民保護協議会条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（土屋勝義君） 1番 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 議席番号1番 安藤由庸でございます。

議案第9号瑞穂市国民保護協議会条例の制定についてということで質問をいたします。

ここに設定の目的といたしまして、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律というものの規定に基づいてこの協議会が設置をされるということになっております。

ここで伺いたいのは、具体的にこの協議会が行うべき協議事項、そういったものについてお尋ねをいたします。

以上、1点だけでございます。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でございますけれども、この目的につきましては、武力攻撃事態、要するにゲリラとかミサイルが飛んできたとか、そして航空機攻撃とかいろいろ想定できるわけでありまして、そうしたときに国民を保護する。その保護の仕方はどういうふうにするか。避難路とか、どういうふうに保護をしていくかということと協議していただくという協議会でございます。これは平成18年度にということでございますので、よろしく申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（土屋勝義君） 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 何かわかったようなわからないようなことでありますけれども、いわゆる外国からそういった攻撃があった場合、それから国内においてテロ事件ですか、そういったものが起きたときに対処するための会議だというふうにとりあえず理解をしておきます。

そうしますと、ここに会議の招集というのが載っていますね。第4条のところに、会議は会長が招集し云々と載っておりますが、そういった事態が起きる、場合によってはそういった情報、起きそうだという状況の変化といいますか、そういった情報が入ったとき、そういったいわゆる臨時的な協議会というふう理解をするべきなのでしょうか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） これは臨時的ということではございません。あらかじめそういったことを想定して、国民の保護のためにいろんなことをあらかじめ決めておくための協議をしておく。協議をするということで、あらかじめ決めておくということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（土屋勝義君） 安藤由庸君。

1番(安藤由庸君) あらかじめ定めておくという、この協議会そのものを開く頻度の問題もあるでしょうし、協議される内容の問題もあろうかと思うんですけれども、今部長の言われた最初の答弁ですね。そういった事態が起きたときのという、そういった事態が起きたときに開くんだというふうにおっしゃったという理解をしておりますので、そういったことはそう頻繁に起こるものでもありませんし、起きてもらっても困るんで、そういった意味では臨時なのかなということです。

2回目の御答弁の中に計画をというようなこともありましたので、そういった計画についても今後協議するという、計画を定めるという会議も開くということで、そういう理解をしてよろしいでしょうか。

議長(土屋勝義君) 関谷総務部長。

総務部長(関谷 巖君) 御指摘のとおりでございます。

[挙手する者あり]

議長(土屋勝義君) 安藤由庸君。

1番(安藤由庸君) ありがとうございます。そうしますと、多分計画のためということもあれば、定期的に、最低でも年1回ぐらい開かれるということもあろうと思いますが、これは先ほどの計画という話がありましたので、そういったこともあるんじゃないかということで予想して質問を終わります。

議長(土屋勝義君) ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

議長(土屋勝義君) 11番 小寺 徹君。

11番(小寺 徹君) 11番 小寺です。

瑞穂市国民保護協議会の設置条例についての根拠の法律である武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律ということになっております。私は、そもそもこの法律について反対の立場であるということから発言をし、また質問したいと思います。

この法律は、武力攻撃が予想される段階から発動できるという内容でありまして、非常に国民を混乱させ、さらに攻撃を予想するという事態を想定し、国民の保護という名のもとに国民の権利やなんかを奪い、統制をしてしまう、そういうおそれがあるということで、この法律自体に反対の立場であります。

しかし、この法律に基づく保護条例が提案されておりますので、この条例案についてどういう性格のものか、質問したいと思います。

最初に、委員定員20名以内で選出するということになっておりますが、この選出方法について私は公募制にすべきだと思うんですが、どういう選出方法でされるのかお尋ねをしたいと思います。

さらに、この協議会については公開制にするのかどうかということ。

それから3点目に、この協議会で決定されたいろいろ計画案が出されてくると思いますが、その案については議会で審議され、最終的に議会審議を終えて決定をすると、そういう段取りになっていくのかどうか、3点についてお尋ねをしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） まず1点目の選出の方法でございますけれども、これは先ほど言われました武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の、市町村協議会の組織というところの第40条でございますけれども、40条に既に指定をしております。会長は市町村長をもって充てるとか、会長は会務を総理するとか、そして当該市町村の職員だとか、助役だとか、教育委員会の教育長とかということで、あらかじめ指定がなされておりますので、この法律に基づいて選任をしてみたいというふうに考えております。

そして、2点目の公開制にするかどうかということでありますけれども、この条例の内容につきましては平成18年度、新年度に内容を定めるということになっておりますので、そういったことも協議しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

そして、議会に報告するのかということでございますけれども、当然内容につきましては議会にお諮りを申し上げます。

〔発言する者あり〕

総務部長（関谷 巖君） これは議決要件ではないというふうに思っております。この法律に基づいて定めるということになっておりますので。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 委員は法律で決まって、指定席があるということと、それから決まったことは議会にも諮らずに先行していくということですが、そういう点で、私先ほど述べましたように、これは保護という名のもとに統制し、国民の権利を奪っていくということが、戦争状態を想定してどっとこれはなるんですね。そういう点では、最低でも公開をし、議会で諮っていく。さらには、審議についても公募で住民の代表を選んでいくということが必要だということを意見として申し上げて、終わります。以上です。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第6 議案第10号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第6、議案第10号瑞穂市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第7 議案第11号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第7、議案第11号瑞穂市職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第8 議案第12号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第8、議案第12号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第9 議案第13号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第9、議案第13号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 3番 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 議席番号3番、翔の会、若園五朗です。

まず一つ、今回の自治法の改正により、行政職の給料表が旧は1級から8級、新しい案につきましては1級から6級ということで、級につきましては32号、今回のこの表の2ページから3ページ、4ページを見てみますと、今度号給が125号までになるということでございます。

質問の一つは、例えば今使っている表が8級ございますが、具体的に言いますと、今言っている例えば旧の7級の22ですと42万5,700円、それが新しい表になりますと、昇格して部長になってもアップ率が少ないという現象が起きるかと思えます。その場合の職員の職務意欲はどのようになるのかという点と、そして勤務評定はだれが行うか。そして、今回の昇給制度の改定によりますと、勤務成績優良が8号給以上、特に良好な場合6号給上がる、良好の場合は4号給上がる、やや良好でないは2号給、良好でないという方は昇給しないということになります。今回の改正によりまして、年1回の1月1日ということでございます。

非常に昇給に対する幅が広くなり、その場合の職員間の不公平、あるいはそこら辺はどうなるかということについて質問します。

あともう一つは、今現在もらっている給料よりもこの号給が低い場合、その是正はここに書いてございますけれども、新年度の段階的な実施では経過措置として、今もらっている給料の差額を経過措置とするということでございますが、その経過措置はどういう年度ごとにやっていくのか、そこら辺も確認したいと思えます。以上でございます。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でございますけれども、まず1点目の勤務評定はだれがやるのかということでございますけれども、幹部職員といたしますか、課長以上が各職員の勤務評定を行うということでございます。

それから経過措置の関係でございますけれども、3月末日に受けていた給料の月額に達しない職員については、その差額を経過措置として、そこに到達するまでは差額を支払うということでございますけれども、例えば30万の給料を受けていた職員が今回の改正によって2万円が減額されたということになると28万円を受け取ることになりますけれども、その2万円を段階別に昇給して30万に到達するまでは、段階別に不足する分を支払っていくということで、わかりいただけましたでしょうか。

経過措置として、30万に到達するまでは、今回の改正で減額されても、その差額を支払っていくと。ただし、毎年その職員も昇給してまいりますので、昇給になった場合は、昇給とその30万との差額を支払うということになります。以上でございます。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 11番 小寺 徹君。

11番(小寺 徹君) 11番 小寺です。

今回の改正の中で、現行の8級制から6級制に変わりました。本巢市を聞いてみますと、7級制にしたというところもあるわけですね。そういう点で、瑞穂市はなぜ6級制を選択したのか、その理由についてお尋ねしたいと思います。

あと、また自席で一答一問で質問いたします。

議長(土屋勝義君) 関谷総務部長。

総務部長(関谷 巖君) ただいまの御質問でございますけれども、人事院の勧告に基づいて瑞穂市は6級制を選択したということでございます。

[挙手する者あり]

議長(土屋勝義君) 小寺 徹君。

11番(小寺 徹君) 次に、今回の改正では、現在までの1号給を四つの号に分割をしたわけですね。私は、これのねらいは、職員が毎年、今まで1号ずつ上がっておったのを、勤務評定によって給料を差別するということになるのではないかと思うんですね。

先ほど若園議員も指摘されましたように、職員の勤務評定を行うわけですね。これは5ランクに勤務評定を行うということで、AからEまでつけるわけですが、その中でAの一番いい、極めてよい成績の者については8号俸昇給させるわけですから、普通の人は大体毎年1年に4号上がるわけですが、8号上がるから倍上がるということになって、職員の差別が給料で出てくることがあると思うんです。

そういう点で、ひとつ勤務評定についてお尋ねしますけれども、A・B・C・D・Eの5ランクに分けるのを、小学校の学校の生徒のように1を1割、2を2割、普通を6割ぐらいですか、そういう比率があるでしょう。そういうような比率を決めて職員を評価するという評定にするのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長(土屋勝義君) 青木公室長。

市長公室長(青木輝夫君) 勤務評定の方法でございますけれども、一応A・B・C・D・Eという5段階に分けて、当初でございますけれども、初任層、いわゆる2級の辺のところまでは20%、A・Bで配分していくと。それから中間層についてはAが5%、Bが20%というふうに配分していくということになります。それからCは普通だということでございますが、あとD・Eについては勤務成績が悪い等が出てきますが、あまり該当がないんじゃないかという感じはしております。

[挙手する者あり]

議長(土屋勝義君) 小寺 徹君。

11番(小寺 徹君) 配分は頭から決めるんじゃなくて、その人を見て、その人はどれにはまるかということを決めてやっていくと。そういうことの答弁でよろしいですか。

しかし、こういう勤務評定をすると、それが給料にこのように差がつくということで、職員を差別・分類をするということになるのではないかと。職員は、本来ならば市民のサービスのために仕事を一生懸命やるという、そちらの方に目を向けるのを、職制にごまをするために目を向けてしまわへんかという心配をするわけでございます。そういう点では、私はこういう方法というのは好ましくないということ意見を申し上げておきます。

もう一つ、55歳以上になると昇給停止措置があったんですけれども、55歳になると2号俸上がるということになるんですね。それから、5級以上については3号上がるということになるんですね。そうすると、55歳以上で5級以上の方たちについては、どちらをとってやられるのか。5級以上になると3号になるでしょう、部長以上は。そうじゃないですか。というふうに私は理解をしたんですけれども、私の理解が間違っておれば指摘してもらえばよろしいんですけれども、ちょっと教えてほしいです。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 配付させていただいております資料でございますけれども、55歳の職員については2分の1でございますので、2号給しか上がらないということですね。これは御指摘のとおりでありますけれども、5級以上の職員が3号給しか上がらないということはありません。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 2番 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） 2番、翔の会所属、篠田でございます。

今、議案となっております13号につきまして質問させていただきます。

本来、この案件は人事院勧告の通告に基づき、なしておるものとするのであれば、なぜこのように改正案が出てきたか、よくよくもう一度お考えになってほしいと思います。

といいますのは、民間における給与との格差を是正するがために職員給与等も見直すべきだというような意見から出てきたのではないかと思われませんが、そうしたときに、号数の下がる現在の給与基準に満たない者は、それに追いつくまでずっと補てんをするというような言い方があったんですけれど、それが本当に適切なことか。先ほど小寺議員が言われた、職員のやる気をなくすという発言がありましたけれど、私はその逆で、やっぱり職員もきっちりやるべきことをやって、早くそこに追いつくように努力する。そのことが大事ではないでしょうか。

給与を保障することによってぬるま湯に浸り、行政事務の効率化を怠ることなく進めるように考えるのが、行政のあるべき姿ではないでしょうか。このような規定は、今現在の現状に即しておるかどうか、市長、答弁をよろしく願いいたします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今度の給与制度の見直しというものは、官の給与体系そのものの民間との格差是正という問題もありますけれども、もう一つ、民の給与に対する考え方というものをいかに組み込んでいくかという考え方もあるのではないかと、このように思っています。ですから、勤務評定の制度を導入するとか、前ですと1年たてば自動的に1号俸上がるんだというような、自動的にだれでも上がっていくんだというようなシステムというものを、8号級からゼロまでというような形で、勤務状況によって変えていくというのは民の考え方だと思うんですけれども、こういう新しい考え方が導入されてきたということは、私は職員に対してはマイナスだという御意見もありますけれども、逆に一生懸命やる者についてはやりがいを与えるという意味もあるというふうに思っております。

それから、下がる者について保障するというのはちょっと甘いんじゃないかという御指摘ですけれども、これは確かに民の感覚からいえば、少し官は甘いんじゃないかと指摘されても、弁明をするのは非常に辛いところなんですけれども、だけどもある程度まで生活給的な性格というものを考えると、現在得ておられる報酬程度のもものは保障するということは、この切りかえの過程の中では必要ではないだろうか、このように理解しております。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（土屋勝義君） 1番 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 1番 安藤由庸でございます。

新しい給料表の導入ということで御提案をいただいているわけですが、この中で課長以上が職員の評価をするという御答弁がありました。ここで一つ気になるのは、課長以上の方がどういうふうに各職員の評価をしてくるかということなんです。民間の企業なんかですと、こういった勤務評定を正確に評価するための訓練というものがあまして、私は受けたこともありませんし、実際にその中身を検討したこともありませんけれども、そういった訓練があまして、なるべく感情といいですか、今次、または過去のいろんな失敗等が直近の勤務評定に反映されないようにするということがされているんですね。

今、多分18年4月1日に切りかわる分についてはそういった評価は実際には行われないうと思っておりますけれども、それ以降、そういった評価を行っていく際に、その本人が直近でいい成績を上げた、または過去において大失敗をしたので、今回もそれが影響して、悪い方へ評価が動いた。または中央に、いわゆるCランクというところへずっと集まって行って、全体が平均的に上がってしまうというようなことが起こらないかどうかということの一つ心配するんですけれども、そういった評価の仕方についての訓練を受けたとか、市長以下幹部職員がそういった感情に左右されないような指示を、課長クラスにまでうまく指導が今後されていくのかどうかということだけ確認をしたいと思っております。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 勤務評定というのは一番大切だと思いますけれども、私どもも今まで勤務評定をやってまいりました。感情は入れずに実際の仕事といたしますか、能率をいかにうまくやっていくかというのも主眼として勤務評定を行ってきたわけであります。

これにつきましては研修等も行ってきましたし、今後もまた評定する者の研修を行ってまいりたいと思います。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第10 議案第14号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第10、議案第14号瑞穂市福祉作業所条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第15号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第11、議案第15号瑞穂市墓地条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第12 議案第16号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第12、議案第16号瑞穂市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第13 議案第17号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第13、議案第17号平成17年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 3番 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 議案第17号一般会計補正予算、3番、翔の会、若園五朗です。

補正予算の説明資料の20ページ、民生費、項児童福祉費、目の子育て支援の拠点整備費の件ですけれども、当初では3,200万見込んでいまして、今回3月補正で2,800万されていますが、その理由。

2としまして、同じように22ページ、款農林水産業費と項の農業費、目の農業振興費でございますが、ここには補正でございますけれども、当初予算に委託料で農産物販売所調査研究費というのが平成17年度は50万上がっています。現在、その研究の委託状況、ここにはその内容がわかりませんが、実際に補正で上がっていませんけれども、現在どの辺まで進んでいるかということについてお尋ねします。たまたま私も産建でございまして御無礼ですけれども、ちょっと確認させていただきます。

そして、合併債の件でございますけれども、合併債は10年間110億、起債を借りて交付税が算入されるということですが、現在40億ぐらい使っているという予定でございますけれども、あとの7年余りの70億、どのような運用をされるかについて確認させていただきます。

もう一つ、基金の方でございますけれども、17年5月末現在で81億7,101万4,251円でございますが、17年9月補正で6億9,300万、今回補正で3億1,300万ということで、計88億の預金通帳があるという計算になるんですが、数字はちょっと間違っているかもわかりませんが、そのお金がどんどんたまっていく中の運用について、収入役、どのようにお考えかお尋ねします。

もう一度言いますが、16年度であれば74億であり、17年度末では88億ぐらいたまって、合併債の運用とかいろいろありますが、お金がどんどんたまっていくけど、その運用の仕方について確認させていただきます。以上です。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 若園議員の御質問の子育て支援拠点整備費の設計管理委託料 2,800万円の減額の理由でございますが、今年度詳細設計まで入る予定をしてございましたが、詳細設計まで入れなかったということで、基本設計のみの実施ということで、詳細設計につきましては18年度に行うということで減額をさせていただくというものでございます。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 直販所につきましては、瑞穂市農業振興会の方へ今年度50万で委託がございまして、現在委託の内容につきましては精査中です。まだきちとした報告が来ておりませんので、今の段階ではまだ方向づけは、私の方から言う立場ではございません。以上です。

議長（土屋勝義君） 河合収入役。

収入役（河合和義君） 基金の残高につきましては、お見込みのとおりです。

参考までに、1月末現在の私どもの方の会計で預かっております金額は84億 3,002万 7,768円でございますが、まだ財政調整基金の当初予算の繰り入れ、並びに9月補正だったと思っておりますが、これの公共施設の基金の積み立て、なお今回補正予算になっております減債基金の積み立て等はまだ行っております。間もなく月末までに執行したいと思っております。

それから将来の運用については、私どもの方の会計といたしましては、安全かつ有利に基金を保管するのが目的でございますので、その指示に従って行っておるということであります。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 合併特例債の関係でございますけれども、御指摘がございましたように108億円が特例債の総額であるというふうに思っております。

平成18年度計画しております給食施設の関係とか、そしてコミュニティーセンターの整備事業債、そして消防施設の整備事業債等、合わせまして、平成18年度見込みで40.5%になる見込みでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 市民部長にお尋ねしたいんですけども、おくれた理由は詳細設計、基本設計というような用語の説明だけでしたけれども、こういう理由でこうおくれたという、もうちょっとわかりやすい説明はできませんですか。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 設計士を決めるのに、プロポーザル方式で設計士を決めております。その委員で、正式に最終の審査意見がまとまるのが遅くなったということで、設計士が現時点では確定しておりませんので、早く入りたかったんですが、プロポーザルの提案方式をとりま

したので、おくれたということでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 都市整備部長にお伺いしたいんですけれども、今方向性については大分煮詰めてきておるんだけれども、もう少し待ってくれということですが、18年度予算に上がっていないんですが、必ず今言っている17年度の50万の農産物の調査設計でやる計画の展望は見えってくるんですか、再度確認します。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 今後の委託と振興会の皆様方の熱意等が委託の内容によって来た段階で、行政として方向づけするというので、18年度の予算は計上してございません。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 収入役にお伺いしたいんですけれども、18年1月末現在で84億という残高を聞いたんですけれども、それなりに運用するというのですが、例えば外国債と国債、いろいろあるんですけれども、その運用の展望というか、収入役個人の考えでいいんですけれども、答弁をお願いします。以上で終わります。

議長（土屋勝義君） 河合収入役。

収入役（河合和義君） まず基金の保管の基本的な考えから申し上げたいと思います。

現在、ペイオフが実施されておる折、まず基金を安全にということが第一優先でございますので、この基金の保管はまず縁故債、起債等の相殺を第一にしております。

それから2番目に、一部ですが、国債を購入しております。2年国債ということで、毎月1億円ずつアンダーで購入ということでございますので、毎月買えるとは限りませんが、ここ一、二ヵ月、急激に国債が上昇しておりますので、これを見計らって運用してまいりたいと思います。

3番目に、それでも歳計現金では相殺の範囲内を超えてまいりますので、これは指定金並びに指定代理を中心にして預け入れを行っております。そのほかの金融機関については、相殺もしくは1,000万円以下ということで運用を行っておりますのでございます。

したがいまして、今後についてもこのような考えで運用してまいりたいというふうに考えております。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第14 議案第18号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第14、議案第18号平成17年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第15 議案第19号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第15、議案第19号平成17年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第16 議案第20号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第16、議案第20号平成17年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第17 議案第21号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第17、議案第21号平成17年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第18 議案第22号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第18、議案第22号平成17年度瑞穂市農業集落排水事業事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第19 議案第23号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第19、議案第23号平成17年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第20 議案第24号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第20、議案第24号平成17年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議事の都合により、暫時休憩を行います。

休憩 午後2時53分

再開 午後3時06分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21 議案第25号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第21、議案第25号平成18年度瑞穂市一般会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 20番 山田隆義君。

20番（山田隆義君） この18年度の一般会計予算審議につきましては、大事な議案でございますので、特に議会の権威にかかわる議案だと思っております。

と申し上げますのは、昨年、17年度予算書の中で敬老助成金、これにつきましていろいろ議論を交わしました。私どもは、執行部は予算編成権、執行権があります。議会は議決権と決算の権限を持っておるわけでありますが、そのときに予算書を出されたことに対して、議会は慎重に審議をして議決をしたと。いわゆる議員は市民の代表の20人であります。5万人強の人口の市民の代表であります。市長は行政の代表だと。両輪のごとくしっかり審議をして、市民の負託にこたえなさいと、これが最高の機関だと思っております。

そういう意味におきまして敬老祝い、これは国を挙げて年寄りをいたわりなさい、学校も行政官庁も、休みはどこにあるのか。国挙げてお祝いをしなさい。過去、行政が主導でお祝いをしてきたわけでありますが、時代の流れとともに行政の考え方が変わり、地方自治、特に町内自治会ごとにお祝いをやってくれという方針、これも一つの案かも知りません。しかし、市民の協力あって行政が成り立つといつも言われております。行政がうまくできるのは、市民の協力があってできるんだと、そういうことを市長は言っておられます。

市民の代表は議会であります。議会がよく慎重審議し、その敬老会の助成金についてはどうしても市民の声を精査すると1,000万円前後の予算を計上していただければ、曲がりなりにも満遍のお祝いができないと。お祝いはお金だけじゃありません。心とお金とかみ合って、初めて有終の美の敬老ができると思うんですよ。そういう意味において、慎重に審議をして、一部増額をして予算書を通したつもりなんです。

ところが、その実行は、議会の議決を無視し、堂々と執行されておる。その結果、市民の声は、特に敬老会に値された方々の怒りは、ふんまんともみなぎっております。一部、やむを得ず、まあ決まったことだで仕方がないじゃないかといって、自治会のお金を持ち出して曲がりなりにも大半がやられたと思うんですよ。しかし、敬老会というのは、それに値された年齢の方は平等に恩恵を受ける権利と義務があると思うんですが、行政はそれを与えていかなきゃならんと思うんですよ。そのために、応分の負担の税の公平からいって徴収をされておるわけで

すから、削らない行政をしていくというのが私どもに課せられた使命だと思っております。

しかし、それを無視し、淡々と決まったことを執行権とともに執行された。議会無視、市民の声は聞く、聞くと言っておられるけれども、結果は聞いていない。自分のお金で執行しているんだから、君らについてくればいいんだというお考えかも知れませんが、そうでは瑞穂市の永劫の幸せはありません。

そういう意味におきまして、私はあえてこの予算書の提出に対しまして、まずお尋ね申し上げます。

福祉とはどういうお考えでみえるのか。特に弱い層に対しての福祉について、どう認識をされておるのか。よく市長は言われますが、甘やかし行政はよくない。甘やかしておってはいかん。私は、弱い方々に対しては、甘やかすという言葉はふんまんにたえません。健常児・者に対しては甘やかすという言葉は、私は決していいことではないと思っております。時には褒め、時には厳しく執行するのが、私は健常児・者に対してはいいと思うんですけれども、何らかの形でハンディのある方々に対しては、私は甘やかすという言葉は該当しないと思うんです。特に行政のトップ、我々市民の代表者としての議員の使命を果たす立場の者は、言うべきではないと私は思っております。

そういう意味におきまして、福祉に対する認識をしっかりと御答弁をいただきたいと思えます。

2点目、二元代表制に対する議会の議決権に対する重みの認識、これを明快に御答弁いただきまして、その状況によってお尋ねをいたしたいと思えます。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 山田議員さんの福祉に対するということ、特に敬老会のことについて御答弁させていただきます。

17年度の敬老会の実施の経費等につきましては、16年度の反省を踏まえまして、敬老対象者の御意見、あるいは自治会長さんの御意見、それから各老人クラブの会長さん等の御意見等を拝聴しながら助成金額を決定させていただき、実施をお願いしたところでございます。昨年は総予算的には議会で限度額 1,000万円を御決定されましたけど、私どもの方で17年度につきましては約 350万円ほど支出したところでございまして、なお各自治会もパーセントにおきましては85.9%の自治会で協力していただいたということをもって、御答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（土屋勝義君） 山田隆義君。

20番（山田隆義君） 私の質問に対して的確に答えてください。

私は、この議案は最重要議案ということをおっしゃっております。過去の議決に沿った形で、関連の中で大事なことを質問しておるわけでありますから、2点に対して答えていただきたい。

福祉に対するどういう認識、見解を持っておられるか聞きたい。もう一つは、二元代表制に

ついて、議会の議決権に対する執行部の認識、2点についてまずお尋ねします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） まず福祉に対してどういう考え方を持っているかというお尋ねですが、私も福祉というのは、行政がばらまきをやるだけが福祉じゃないと思っております。そして、福祉というものは地域みんなの支え合いの中に生まれていくものと。行政で最低限やらなければならないことは、セーフティーネットをどのレベルに設定するかということが一番大事ではないかと、このように考えております。特定の者だけに突出した形での福祉施策というのは考えていかない、十分に慎重にやっていかなければいけないと、このように考えております。

それから二元代表制のお話でございますけれども、私は議会での議決をしていただいた案件については、それなりに忠実に実行しておると思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（土屋勝義君） 山田隆義君。

20番（山田隆義君） 市長は、福祉は決してばらまきだけが能じゃないと。私は、物品等をばらまきことが福祉だとは言っておりませんよ。それも一つの手法ではあると。福祉には、心の思いやり、かつまた心の思いやりだけでは到底限度があります。ついて回るのが物品でしょう。それなら、行政は心だけで運営できるんですか。市民の税金、公平・平等な市条例に基づく平等な徴収をされて、その財源でもって運営しているわけでしょう。心だけで運営しておるんですか。心だけで運営しておるならば、今の答弁は的確でありますので下がります。心とお金と両輪あって初めてサービスがあるんでしょ。だれもばらまいてくださいとは言いませんわ。そうしたら、教育関係、総務関係、何もお金なんて要りませんよ。お金使うじゃありませんか。お金を使っておったら、それはみんなばらまきじゃないですか。僕は、少なくとも弱い層、自分で何らかのハンディのある方には甘やかすということは適當ではない。ばらまきということも適當ではないと思うんですよ。言葉は言い過ぎだと思うんですよ。僕は、健常児・者に対してはそういう言葉を使っても言い過ぎだとは思っていません。そういうトップの考えが、何事にも通じておるんでしょ。議会が一生懸命提案された議案に対して慎重に審議をし、市民の声を結集して、一部だけ敬老お祝い金の助成金を、何が何でもこれは上げんことには、市民感情からいってもおさまっていかない。市民の結集が議員ですよ。それをまとめて、一部修正をして議決したことさえ実行しない。肅々と執行権を行使していかれる。それで議会は先送りして済んでしまった、済んでしまったと。また同じように出されるじゃないですか。

あんたら勝手に審議をしてやってもらやええと。私は自信を持って提案しておるだでと。自信を持ってみえるかもわかりませんよ、自分は。しかし、議会は何ですか、議会は。議会は市民の代表でしょう。市民の声を聞いて、しっかり行政をやっていかないと、瑞穂市の幸せはあ

りませんよと、いつも言っておられるじゃないですか。言葉だけですか。言葉は必要ありません。私は、無言実行でいいと思うんですよ。有言実行まで私は許しますよ。

私は、個人で言っているわけじゃないんですよ。私は個人ならここまで言いません。お互いが難局を乗り切って、皆さんの信託を受けて議員として出てきておるわけですから、力いっぱい勉強して、力いっぱい活動し、市民の代表としてふさわしい行動を賢明な判断で議員さんはやっておられると思うんですよ。それに耳をかしていくのが行政じゃありませんか。だれのお金ですか。市民のお金でしょう。そうであるならば、しっかり耳をかしてやっていただかないけませんので、私は細かいことは言いませんが、福祉に対する見識、二元代表制に対する見識、しっかり答えていただきたい。

議長、しっかり答えていただくように指名してください。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 敬老会の話がえらい中心になってしまったんですけれども、私どもとしては議会で16年度にお願いをいたしました敬老会において、自治会に大変大きな負担、迷惑をかけているんじゃないかという御指摘については、十分に自治会の皆さんとも意見の交換をさせていただいております。そして、それに基づいて17年度の敬老会への補助金というものに対する案を作成したわけでございまして、その検討をしていく過程の中では、ある程度の辛抱はお願いしたいと。だから、どの程度のレベルで決めるかということについては、十分に私どもとしては検討して実行をしておるということでございます。要するに、ただ数字だけが少なかったとかどうということじゃなしに、敬老会の内容につきましては議会でいろいろと御議論されました内容というものも踏まえながら、十分に私どもは状況をとらえながら実行しておるということで、決して無視しておるとは考えておりません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（土屋勝義君） 山田隆義君。

20番（山田隆義君） 私は、堂々めぐりをやって意見の相違点を浮き出そうと、そんな考えは持っていません。非才な私であります。自治会長をお受けしておる関係から、自治会長会議にも行っております。また、各ブロックから選出の理事にもならせていただいております。

昨年4月の当初においては、執行部から敬老会の助成のことで言われました。しかし、半分ぐらいの方は自治会長がかわるわけですから、ああとっておる間に終わってしまったと。そうしたら後で理事会を開いたら、そんなことならあのときに言わないかなんだとか、そんなことならもう終わってしまっておるで、今回は仕方がないなとかいう話になって、うやむやで、うっぷんだらけで済ませました。ここのある自治会長は、自治会の金を持ち出してでも、何が何でもやらないかんでやった。私もやりました。負けんようにやりました。私は、よその自治会に負けんようにやりましたよ。聞いてください。

しかし、私はやれたけれども、やれない自治会もあるでしょう。敬老会の平等性から判断したら、やれない自治会はどうするんですかということをお前は議会で質問した覚えがあります。そのところについては、十分執行部として配慮して、それに準ずるお祝いをさせていただくと言って答弁をされております。しかし、その後よくお聞きしますと、うやむやで終わっております。やられていないところはうやむやで終わっておる。

僕は、中身の平等性からいっても気に入らない。かつまたやられていないところに対してどうあるべきかと。誠心誠意対応させてもらおうと答弁されておるんだから、答弁をされておってやってないじゃありませんか。僕は延々とのらりくらの答弁を聞こうと思っておらんですよ。みんな市民の税金でやっておるんですから、真心を持って、全身全霊を打ち込んで、職務を全うしていただきたい。そのために僕は申し上げておるんですよ。淡々と日にちがたてばいいということならやめないかんですよ。僕は命がけでやっているんですから。

だから、福祉についての認識、ばらまきなんて、そんな失礼なことを言ってくださんなよ。ばらまいても、金の使えない人もおるんですよ、弱い人は。その辺は物を言えない人もおるんですよ。何億の服を買っても、着られない人がおるんですよ、物もしゃべれない人もおるんですよ。僕は、そういうことも含めてハンディのある方に対しては特にそういう言葉は使っていないでいただきたい。

健常児・者についてはいいですよ。ばらまきなんて状況によってはやらん方がいい、甘やかす必要はない、これは通用すると思うんですよ。そういう市長の性格、考えがどこから来るのか、お前はわからない。間に合う人ですよ。最高の頭脳明晰な方だから、間に合う人だから。心は、僕はいいとは思っていません。もう少しぬくもりのある心で行政のトップをやっていたくならば、90歳までも100歳までも僕はやっていただきたい方だ、立派な方だから。お前は、そこが大きく違っているんで議論を交わすんですよ。

市長が嫌いと言っておるわけじゃないですよ。個人的には好き嫌い関係ないです。公的な立場で僕は質問しておるんですから。だから、しっかりその認識を改めていただければ、ずっと続けていただきたい。改められんということならば、市民は不幸ですよ。だから、近づいてきておるので、しっかりその認識についてお考えを聞いておるわけですよ。

それから議会の二代表制、言葉だけでは、僕は必要ないんですよ。あれだけ議論を交わして議決したんでしょう、1,000万にしたんでしょう。なぜ舌が乾かんうちにどんどんと我が道を行くということで執行してしまわれる。それが市民が喜んでおればいいですよ。自治会長会議とか、自治会でも意見が物すごく出ておるんですよ。

この前の12月かことし1月ごろでしたか、こんな予算の補助金では到底お前どもはできませんよ、責任持てませんよという理事も見えた。今度新しい自治会長が出てきたら、よく今度議論を交わせばいいからということで、また先送りされておるんだけど、そういうことも聞いてみ

えるか聞いてみえんか知らんけど、我が道を行くで 585万ぼんと出してこられる。

僕は全部議案は賛成したいんですよ。これは、私個人的には賛成できません。私は、今まで責任与党ですから、全部議案は基本的には賛成をする性格ですから、だけどころいう議会軽視、議会無視をされるような議案書を出されて、ああそうかな、そうかな、やむを得んな、やむを得んなど、そんなことをやっておったら、議会と執行部は激論ばっかやって、市民は泣いておりますよ。常人だったら、お互いに心を精査して意見を述べ合ったら、まとまったらそれを実行せないかんですよ。

それだけ市長は答えてください。あとは僕は申し上げません。最後に答弁してください。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 山田議員のお考えも一つの御意見だと思いますけれども、私自身としては、そのあたりは皆さんの意見も十分聞きながら執行していると、このように思っております。

ただ、山田議員のおっしゃるとおりの意見どおりには執行できていないということははっきり言えると思っています。しかし、それは大勢の方々のいろんな意見の中から、私どもは一つの考え方というものをまとめ上げていっているんだということで御理解いただきたいと思いません。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 11番 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 議席番号11番 小寺です。

一般会計について質問いたします。

市長は、所信表明の中で三位一体の改革のことについて述べられております。国の方は、補助金の改革で4兆7,000億円、地方交付税の改革で5兆1,000億円、これは改革と言われておりますけれども、要するに削減されたということでありまして。それから財源移譲で3兆円、差し引きますと地方へ来るお金が6兆8,000億円削減された。その影響が、瑞穂市では補助金削減で3億2,100万円、地方交付税3億6,700万円、財源移譲で3億5,000万円、差し引きすると3億3,800万円の削減になったということをお述べられております。

それで、改革という表現をされておりますが、本当にこれは改革だったのかどうか、三位一体に対する評価をどうされてみえるのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 三位一体改革というのは本当に改革かという御指摘ですけれども、この前も県の知事とも話していただきましたけれども、権限移譲、そしてあわせて財源移譲ということで、随分結構移譲されてきておるけれども、その中で全部ひもつきの移譲が非常に多いということで、県の判断で自由に使える財源の移譲というのは数千万円にほかならない。県で

すね。ということをおっしゃられますけれども、現実の問題といたしまして、瑞穂市の場合も今の3億ほどは税源移譲ということで移譲されてきておりますけれども、それは逆に児童手当の負担比率の変更とか、そういういろんなもので法で決められておる規則の中での負担の比率というものが変わってきているということで、そちらへ消えていきますので、それが自由に使えるお金じゃないということが非常に大きな問題だというふうに思っております。

そういう意味では、三位一体改革というのは国の中央の財政改革という面では非常に効果はあったんだろうと思いますけれども、地方の時代というイメージの中では十分ではないんじゃないかというふうに判断しております。

ただ一つ言えますことは、国の補助のやり方も、前は一つ一つの細かい案件に対して口を入れてきて、査定をしてきておりましたけれども、これからはいろんな新しい補助金のやり方が出てきておまして、それが逆に自由度の広い補助金、そういう制度が出てきておりますので、そういうものを利用していくことによって、逆にまちづくりとか、いろんな施策を工夫していく必要があるのではないかと、こんなふうに思っております。

料理のお話で申し上げます、今まではでき上がった料理をメニューを見て注文したということが、今度は素材が並んでおって、素材をもらってきて、それを自分たちでどういうふうに料理するかということになるのかなあと、こんなふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 市長も知事も三位一体というのはあまり改革に値しないというような評価をしてみえると思うんですが、私もこれは当初は地方分権時代だということで、財源を移譲して、地方が裁量をかけて自由に使える財源がふえるかなあというふうなことを思っておったんですが、それができん状態になったということだと思っんですね。

これは、合併のときにも、交付税を合併前に保障するという事で言われて合併をどんどんしたんですけども、実際は交付税は削減をされてくると。瑞穂市の場合でも、合併のときの財政計画では毎年20億円の交付税が来るとということで、財政計画10年間組んでおるんですけども、実際は10億円で半減されてしまったというようなことが実態としてあるわけですので、そういう点では、国のやっておることをしっかりこれから見ながら対応していかないかなあということをおっしゃる次第でございます。

次に、ことしの予算で、国の方で新しい地方債をする制度として、施設整備事業というのできて、公立高校や公立保育園を建てるときには地方債を発行すると。その地方債は、元利償還は全額地方交付税措置がされるというような新しい制度ができたということをお聞かしておりますが、ぜひこれは活用すれば、これから瑞穂市は学校・保育所の整備意向がありますが、こういう事業があつて、これから活用していくという計画があるのかどうか、お尋ねしたいと思

ます。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 今御指摘の新しい制度で公立の施設に対してという制度については、ちょっとまだ私の方まで届いておりません。どこでどういうふうに入手されましたかわかりませんが、もしそういう制度があるなら、改めて勉強させていただきまして、活用してまいりたいというふうに思います。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 私の調べた中ではそういう事業があるということで、これは活用できるなということできょう質問で取り上げたわけでございますので、ぜひひとつ調べていただいて、今後、借金するならこういういい制度を活用するというので、ぜひやってほしいと思いますので、よろしくをお願いします。

あと予算の概要説明書の中で3点お尋ねいたします。

一つは、5ページ目に駅周辺整備の調査設計委託料というのが1,791万円計上されております。今までも各議員から駅前整備ということで一般質問がずっとされてきてまして、市長は非常に難しいということを答弁されておるわけですが、この調査設計委託料は、駅前整備をどのような構想を描きながら整備計画をされておるのか、設計調査をされるのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

次に10ページですが、高齢者能力活用事業、シルバー人材センターへの補助金ということで40万円計上されております。この補助金は年々削減されて、来年度、18年度で終わりということになってしまうのかどうか。これから団塊時代ということで、定年をされて、第2次の生活をされる方がありまして、こういう能力を活用するという制度はますます重要になってくる時代に入ってくるんじゃないかと思えます。そういう点で、補助金も含め、さらにシルバー人材センターのあり方について検討されるつもりはあるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

次に15ページでございますが、農業新技術の取り組み支援補助金ということで、補助金が計上されておりますが、これは私が一般質問でいたしましたフェロモン剤に対する補助金が適用されておるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。以上です。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 穂積駅周辺の1,700万でございますが、多少、駅の北から長良堤へ抜ける道路がございますけれども、今あそこの接続をやっておりまして、その分の一部の調査と、あとは駅前の維持工事等、そこら辺がほとんどでございます。現在、具体的な駅周辺の調査というものには入っておりません。

あと1点ですが、これは御質問のとおりイチゴは引き続きやっております。そして、当然柿

につきましてもフェロモン剤ですね。この事業として県の補助金と市の補助金で対応したいということで上げております。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 小寺議員さんの高齢者能力活用事業、いわゆるシルバー人材センター補助金の40万ということでございますが、16年度、17年度につきましては、瑞穂市ということで、統合ということでの県の補助金をいただいておりますので、18年度につきましては県の補助対象事業から外れたということで、市の単独助成ということで40万円は計上させていただいております。それ以降につきましては、シルバー人材センターにお話ししながら、自主運営をしていただきたいということで、19年度以降の補助金の交付については非常に難しい状況であると。自主運営でお願いしたいということは言ってございます。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 3番 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 議席番号3番、翔の会、若園五郎ですけど、18年度瑞穂市の予算の8ページの継続費、民生費と教育費の18年度、19年度の表がございまして、具体的な内容についてお尋ねします。

2としまして、予算概要の6ページ、樽見鉄道の支援事業で766万8,000円ということで、樽見鉄道についてどのような考えを持ってみえるか。本県の方ではモレラ岐阜の新駅ができて、モレラにつきましては4月29日にできますけれども、今後、瑞穂市としてはこの支援事業についてはどのように考えてみえるか、お尋ねします。

3番として、同じように予算概要の5ページ、河川環境整備事業の中に犀川遊水地の水辺の楽校の実施設計委託料がございまして、これにつきましては墨俣町が大垣市と合併しまして、その全体計画はどのような計画でこの事業が上がっているかお尋ねします。

同じ5ページの都市再生整備事業のまちづくり事業でございまして、具体的に先ほどまちづくりの交付の事業につきましての都市整備部長の説明が一部あったと思うんですが、これの交付金の期間は3年から5年ということで、全体計画を立てての事業の動きかと思いますが、具体的には対象施設につきましては広場とか駐車場、あるいは歩行支援施設というような事業がございまして、この事業につきましては、個性あふれるまちづくりの推進というタイトルでございまして、そうならば、ただ駅周辺の整備事業だけでなく、個性あるまちづくりの推進ということで、当初出した交付金の全体の年次別計画及び全体計画について御説明をお願いしたいと思います。

この中には、子育て支援センターとか、あるいは歴史的景観の整備とか、あるいは歩道の修正とかいろいろございまして、まちづくり交付金の制度につきましては、本年度の頭出

して全体計画はどのようになっているか、具体的にお尋ねします。以上です。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 私の方からは、水辺の楽校の概要につきまして説明します。

昨年、水辺協議会が国の方へ登録されまして、これが承認を受けました。そういう中で、国の木曾上の方で、今年度から水辺の環境護岸ということで、現在実施設計をほぼ終わっております。そういう中で、来年から環境護岸ということで、水辺の楽校の協議会を経て、その事業の実施がされます。そういう中で、瑞穂市と墨俣町におきましても、高水敷を利用した子供たちが学習できる施設を整備したいということで、その事業の詳細な調査と設計を来年度予定しております。墨俣町も合併しますけれども、現在までに基本構想は大体終わっております。合併後は大垣市と行政区域の範囲内で実施をする事業の設計でございます。

構想の中では、小川をつくって、子供たちが遊べるようなものをつくるとか、あるいは学習広場をつくって、子供から老人までが水に対する理解をする場所をつくるということで、学校の教育の中でも利用されるような施設を整備していきたいということでございます。

議長（土屋勝義君） 中島調整監。

調整監（中島隆二君） まちづくり交付金制度につきまして、その全体計画について説明させていただきます。

先ほど市長が答弁しましたように、まちづくり交付金制度はまさしく国の三位一体改革の中で制度が拡充されたものでございます。その目的は、若園議員が言われるように、地域主導の個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済社会の活性化を図るための制度でございます。

具体的な制度の成り立ち、事業の成り立ちにつきましては、それぞれ地域で町の課題を出しつつ、そしてそれを解決するための方策を市民が主体となって考えていくという中で、それに対する具体的な事業に対する支援を国が行っていくということで、非常に自由度のある事業でございます。

その中で、現在瑞穂市は第1次総合計画の、今回基本構想が議案として提出されておりますけれども、その中の安全で快適なまちづくりということで、特にJR穂積駅周辺の公共施設が特に集まっているところの歩道の整備、あるいはバリアフリー化の推進ということで、課題を具体的に上げたわけでございます。

このまちづくり交付金は、その運用の中で具体的エリアを定めて事業化を図っていくということで、重点的にその地区に対して支援をしていくということで、今回はJR駅周辺の約190ヘクタールにつきましてエリアを定めまして、事業を平成18年から21年までの4年間にわたって行っていくということです。その中の主要な事業としましては、今回、18年度の予算の中にありますように、別府保育園北側のスロープの整備、それに付随する西側へ延びる、これは瑞

穂市のプロムナード計画に一致しておりますけれども、遊歩道、あるいは歩道の整備を行っていくということでございます。

あと具体的には、JR駅前のロータリー、今、南側の県道部分につきましてはきれいになりましたけど、ロータリー部分が一部舗装等、騒音対策等しておりませんので、ああいうものを事業の中へ入れていきたいということと、中川の堤防天端につきましては、市民の方に遊歩道としてより利用してもらうということで、快適な環境になるよう、舗装、あるいは花壇、あるいはベンチ等の諸施設を整備していきたいということでございます。

あと個々には、歩道はできないまでも、舗装等やり直したり、また歩道と車道との区別を色で分けたりとか、いろいろなあまりお金をかけないでも安全をより高められる方法をもちまして、通学路を主体的に整備をしていきたいということで、そのようなもろもろの計画を4年間で入れますと、約9億円の計画でございますけれども、今現在そういう計画でもって国の方へ申請中でございます。まだ内示は受けておりませんが、3月末には内示が来るというようなことを聞いております。

そういうことで、この制度はまだまだこれから町の課題をそれぞれ行政と市民が一体となって考えながら、今後どしどし活用できる制度でございますので、瑞穂市の施策にのっとったものがありましたら、積極的に取り入れていきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 私から、2点についてお答えをさせていただきます。

まず予算書の8ページの継続費の関係でございますけれども、民生費で総額5億500万円を計上させていただいておりますが、平成18年度で1億5,150万円、これは本田コミュニティーセンター建設事業の用地費の関係でございますし、19年の3億5,350万円につきましては、施設の建設費ということで御理解をいただきたいと思っております。

そして教育費の保健体育費で、給食センターの建設事業費の関係でございますけれども、総額16億600万円でございますが、平成18年度9億6,570万円につきましては、工事費と設計監理費ということでございます。そして、19年度に用地費と施設の管理費ということで、もう既に開発公社の方で取得いたしておりますので、このときに工事費と同時に買収を行うということでございます。

そして、予算概要の6ページの樽見鉄道の関係でございますけれども、これは沿線市町村で構成しております樽見鉄道連絡協議会の方で、3年間はこの形で補助をしていくんだということで総会において定められております。これに基づいて766万8,000円を予定させていただいておるということでございますし、今後の計画といたしますが、方針につきましては、またこの総会、そして関係各位の皆さん方の御意見とか、いろんなことで方針を定めていくことになる

うかと思えます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 犀川遊水地の環境整備につきましては、具体的に整備部長より説明があったんですけど、今回、設計に入って、全体計画についてはこの予算において年次計画、全体計画を押さえていくということが、確認させていただきます。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 今年度全体計画の詳細へ入りまして、事業年度につきましてはまた翌年から考えていきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 中島調整監に確認したいんですけども、今回、4年計画で18年から21年の4年間についての9億円の頭出しをしておるといような内容でございました。その中にも、駅周辺のまちづくりの推進事業ということで分かるんですけども、その中には中川堤防というのがありましたが、長護寺川とか犀川ですね。非常にあそこの自然の景観がございます。そういうものについても個性のあるまちづくりということで、例えば居倉からずうっと行って、巢南庁舎の辺、あるいは横屋の周辺も非常に自然のたたずまいがございますが、そういうものについての全体の事業計画に入っているかどうか、確認させていただきます。

議長（土屋勝義君） 中島調整監。

調整監（中島隆二君） 今回のまちづくりの中には、この全体の事業計画は入っておりませんが、瑞穂市は大変河川が多く、また堤防の活用等、利用できる場所もございますので、それはそれでまたいろんな事業の兼ね合いの中から検討すべきだと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 以上で終わりますけれども、このまちづくり交付金の制度の趣旨は、あくまでも個性あるまちづくりでございますので、駅周辺をどんどん個性あるまちづくり、それ以外の区域においても全体計画、総合計画の基本構想にのっとりまして、すばらしいまちづくりを市長に提案し、終わります。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 議席番号5番 熊谷祐子です。

皆様、朝から大変お疲れのところ、恐れ入ります。多分最後だと思っておりますので、すみません。

私は、まず予算概要の9ページ、安心できる健やか都市の創造、支え合い社会づくりの下の地域福祉事業、地域コミュニティーネットワーク事業の自治会活動事業についてお尋ねいたします。

自治会というのは、穂積町時代は町内会だったのが、瑞穂市になって自治会という自治体の中の一番基本単位の自治会、行政の下請機関ではない自治会活動が求められています。これを支えるために補助金交付金が出ているわけですが、この内訳としまして、ここには自治会長報償費、自治会連合会補助金、自治会活動振興交付金、事務取扱交付金、自治会公民館補助金ほかとなって5,172万5,000円と出ておりますが、例規集を見ますと、この中で自治会長報償費だけが例規集にないのではないのでしょうか。これはどういうためにこれだけが落としてあるのか、一応担当課にお聞きしてありますが、そこから入りたいと思いますので、改めてお願いいたします。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 熊谷議員さんの自治会長報償費ということのお尋ねですが、自治会長さんに報償費としてお支払いしておりますので、報酬ではございませんので、その辺は条例規則等から外れております。報償費から支出をさせていただいております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 私たち議員は報酬を受け取り、職員の皆様は給与でしょうか。また、ほかにいろいろなお金が税金で個人の手に残っているわけですが、ほかのはすべて例規集に載っていると思うんですが、どうして報償費となると載せなくてもいい、載せる必要がないのか、よくわからないのですが。つまり税金の流れというのは、市民にわかる形でないといけないのではないのでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 報償費ということで、自治会長さんに対してのお礼という意味で支出させていただいておりますので、例規集の中には登載しておりません。ただし、私の方で要綱というんですか、基準は定めております。いわゆる世帯数とか、それから最低の金額ですね。それによって幾らお支払いするかというのは、私の方で要綱上では定めております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） ほかにもお礼という形では随分出ていますよね。私、ことは班長というか、組長になっているんですが、広報を配るお礼として、事務取扱交付金というのをもらうわけですが、担当課でこのことを尋ねましたら、この自治会長報償費のもとになっているのも全く同じ名前で、もとは事務取扱交付金というのものもあるわけですが、つまり理由はいろいろ言

われますが、この予算というか、税金の流れですね。使い方として見える形にやっぱりしないといけないんじゃないかと思うんです。

というのは、最初に申し上げましたように、一番身近なものですね、自治会というのは。だから、市民は自分たちの出した税金がこういう形で還元されているなあと、大変身近に感じますね。そういうことから、自治会の総会で会計報告がことしの末はどこもあると思うんですが、ここでも副会長手当とか、会計手当とか、ほとんど会計報告に載るわけですね。私のところでは、今まで班長とかいうのはなかったんですけど、ことしは会計さんがとてもしっかりした方で、事務取扱交付金が出ているんだから、きちんとこれが幾ら入っていると。そして、班長何人に幾らずつ渡ったということを書きたいという提案がありまして、その方がいいということで、多分そういうふうになるようですが、そうしますと、あと載らないのは自治会長だけになるんですね。

それで、実は去年でしたかおととしてでしたか、議員になってほかの地区の方からこういうのを調べてくれと言われたんです。調べた結果わかったわけですね、支払われているというのが私には。その地区の方にそれを報告しましたら、ほかは全部載ると、手当というのが。あそこは班長も載ると言っていましたが、副会長とか書記とかも全部載るのに、自治会長だけは載らないから、無料であれだけのお仕事をなさってくださいと、気の毒だなあと感じていたというようなことを言われまして、大変そうだと気の毒だと思うんですけど、ちょっとその辺、どういうふうにこの流れが、載らないのかというのを御説明ください。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 基本的に、ここに書いてあります自治会活動事業の補助金を個別に御説明申し上げますと、自治会長報償費というのは、自治会長さんの個人に対してのお礼として私の方はお支払いしております、個人に対して。それから、自治会連合会補助金は、自治会の連合会に対して1世帯幾らということで、イベント等の傷害保険を税金の方から掛けていただくということで、自治会連合会へ出して、そこから保険に入らせていただくということで、これは自治会連合会の補助金ということで計上させていただいております。

それから自治会活動振興交付金、これにつきましてはそれぞれの自治会に対して、過去に集積場の管理とか、街路灯の補助金とか、いろいろございましたので、それを合併後統合いたしまして、1世帯1,400円、自治会の加入世帯に対してお支払いしておるものでございます。

それから事務取扱交付金につきましては、自治会長さんを通じて広報配布をお願いしておりますので、ここには事務取扱交付金と記載はしてございますが、現実的には広報配布手数料ということで、自治会によっては班長さんがお配りになるとか、例えば公民館へ会員の方が皆さん集まられて広報をもらっていくということでございますので、この辺の取り扱いにつきましては、各自治会の実情によって、どういうふうに総会の議案に計上されているかというのは私

どもとしては把握はしてございませんが、またそれぞれ自治会長さんとか班長さんとか会長さんにも自治会からそれぞれ手当も出ている自治会等もありますので、それぞれの自治会で総会資料をおつくりになっておりますので、その辺は私ども詳細はつかんでおりませんが、そんなような目的でうちの方からは助成しておるということでございますので、よろしく願いします。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 私が質問したのは、各補助金がどういう性質のものかお聞きしたわけではなくて、それは担当課でお聞きしましたので、なぜこれだけが載らないのかということをお聞きしたんです。

個人のお礼だということですが、私たちの報酬も多分個人だし、それぞれの給与も個人だと思うんですが、実は穂積町時代には載っていたというふうにお聞きして、コピーもいただきましたが、どうして市になったときに外したんでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 合併前の旧穂積のことでしたので、ちょっとお聞きしましたが、合併前の穂積のときにつきましては、自治会長さんにつきましては条例に載せておって、特別職の職員になるということで、本来は自治会長さんは特別職の公務員ではないということで、条例上も廃止して、それから報酬につきましては、自治法上で規定しなければならないということになっておりますが、現時点で私の方は自治会長さんについては報酬ではなしにお礼という意味でございますので、例規集に載せてないということでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 法的な根拠はよくわかりました。

税金の使われ方の明朗会計というか、流れとしてわかる必要があるのではないのでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） その辺の使い方ですが、それでここに自治会長さんの報償費ということで予算等にも計上させていただいておりますので、それによって支出していくということで御理解を願いたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 最初の説明に戻ってしまうんですが、ということであれば、どうしてこれだけ例規集に載せないのかということなんです。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） どうして載せないか、堂々めぐりみたいな感じになりますが、先ほども答弁いたしましたように、報酬ではなしに、お礼ということで支出をさせていただいているということでございますので、よろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） でも、名前はちゃんと事務取扱交付金というふうに、この班長手当と同じ名前になっていますよね。お礼とはなっていないんですけど。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 自治会長さん個人にお支払いするお礼と、こちらの事務取り扱いの方は交付金でございますので、交付金規則に準じてお支払いしておるということですので。事務扱いは交付金でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 8番 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） 8番 堀でございます。

確認のために1点お尋ねをしておきたいと思います。

一般会計の予算のところ、これは76ページですね。下の方を見ますと、消防本部設置費で9,813万5,000円と載っております。予算的なことにつきましてはあれとしまして、御案内のように消防庁におきましては、この消防の広域的な人口、30万ぐらいが適当だという新聞発表もいたしておることは御案内のとおりでございます。そんな中におきまして、瑞穂市の方向は、旧の巢南の方が本巢事務組合、また旧穂積の方が岐阜市消防ということで、大きいところ、人口もあれでございましたが、単独で行くということで、人口的にいけますと、この消防庁の考え方、規模等につきまして逆行しておると私は思うわけでございます。

そんな中におきまして、この瑞穂市の消防を将来どのようにしていくかということで、いろいろ議論があったところでございまして、私としましては、この本巢消防では瑞穂市の消防力が落ちるということで、旧巢南も脱退して瑞穂市独自で行くということにお話がなりました。私としましては、心を痛めておったところでございますが、やはり皆さんそういう考えが多いということで賛同させていただいたということでございます。

それで、今回、設置予算が出ておりますが、実はこの設置に当たりまして、過般、新聞であったと思いますが、この消防署の場所につきまして、旧穂積の給食センターの跡地にというようなことが新聞に掲載されたのではないかと思います。私は、議会で一遍も私は聞いておりません。どうしてここに決定がされたか。給食センターを建て直すときに、そこに土地がありきということで決定されたのか。これは大事な将来を決める場所でございます。この跡地もいいでしょう。けれども、1カ所か2カ所ぐらい、やっぱり円もかきまして、こういうのが一番ベ

ターではないか、こういうを出して、そして議会とも相談をして決定がされましたら、私は一番だと思うわけですが、それが知らん間に新聞には給食センターの跡地ということでございます。私は、一市議会議員としまして、一抹の寂しさといえますか、こんな相談も議会にしていただけないと、市民に相談を受けたときに、どういうふうで決まったか。市長にしてみれば、十分執行部で相談をされて、ああいった新聞発表もあったんではないかと思えます。だめなら否決してもらえばいいと市長は言われますが、それではやはりあれです。やっぱりその段階までに、本当の話が、御相談いただいて、できれば2者ぐらいのところを相談して、どちらがいいでしょうかと。将来の距離的ないろんなことも計画し、広域的なことも視野に入れて、そういう御相談がいただいておったらありがたい。どういう経緯でそこに決められましたか、私はそのことについて確認をいただきたいと思えます。

本当の話が、いろんな事業をやっていくにおいて大きな将来の方向づけをするあれでございますから、そのぐらい、旧の巢南の議会でございますしたら、こんなやり方をしましたら一発で不信任案物でございます。

そんなふうでございますから、どうかひとつ、どんなふうか市長から御答弁をいただきますようよろしく願いして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございます。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 新聞で穂積の給食センターが消防本部ということを書きましたけれども、私どもはあそこに決定したということは申しておりません。そこも一つの視野に入れて、今現在考えているということでお話をしたわけでございますが、先般の2月2日にちょっと御説明申し上げましたけれども、そこも視野に入れて、1本部1分署というような体制でいきたいということを申し上げたと思えますけれども、そのような関係で、あそこにまだ決めたということは言っておりません。あそこも視野に入れて考えているんだということで、そこをどう理解をとったか知りませんけれども、載せてきたということでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） 私は、たしか新聞で給食センターの跡地に消防署を設置すると、そんなふうに見たと思うんですけれども、誤っておれば訂正したいと思えますが、どうですか。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 消防署の位置は、いろいろとそれなりに考えております。ですけど、どこにするかということはまだ決めておりません。だから、一番有力な場所として憶測が飛んだんじゃないかと思っております。現実の問題としまして、私は前にも申し上げておりましたように、1署1分署体制じゃなしに、できれば1署で瑞穂市全体をカバーできないだろうかということ視野に入れておまして、それには位置がどうだろうかということもいろいろとあち

こちひねってみましたんですけれども、現実の問題として、どういうふうにいじってみても1署では川崎の北の方がカバーできないというのが一つの答えとして出てきましたものですから、やはり1署1分署でやらざるを得ないという判断に立って、消防についての考え方を御説明するときに、そういうふうに申し上げたということでございます。

それで、ざっくばらんなことをこういう席ですのではっきり申し上げまして、1分署は本巢消防から引き受ける南消防署、これを使っていくという形がいいんじゃないかと思っております。そうすると、残りの本署をどこにするかというのが課題で残りますが、あの位置に置いておけば、このままでいいように見えますけれども、残念ながらこの位置ですと面積が足りません。それはどういうことかといいますと、練習場とかそういうことじゃなしに、本部になりますと工作車が要るんですね。だから、工作車を入れる車庫がないというようなこともありまして、もう少し大きい建物というか、土地が欲しいということとして、それで候補地的に私どもなりに考えておりますことは、北方・多度線の沿線で適地がないだろうかということが一つ。それから、もう一つは今の旭化成のところの通り、あれから本田団地へ向けての一連の通りの中で用地が確保できないだろうかというのがもう一つの考え方になるわけです。

その場合に、あまり北へ行っても、今度は南の方が、特に川の向こうでプラントがあります。犀川の区画整理がある。あそこへ結局飛び込んでいかなきゃなりませんので、あまり北へも持っていけないということになりますと、考えられる候補地としては、北へ上っていくにしましても、本田第2保育所ですね。あのあたりまでかなというのが、はっきり申し上げて感覚でとらえています。だから、その辺の位置でどうかなということで円をかいてみますと大体おさまるんですけれども、具体的にどこがいいかということになると、あのあたりまでの中で適地を求めていくというのが一つの考え方です。

そういうことで、まだ場所ははっきり決めておらないというのが現状でございますけれども、そういう話の中から、そうすればあそこが一番、もう既に市が持っているし、いいんじゃないかなという話で、既に決まったような形に物事が流れたんじゃないかと、こんなふうに思っておりますけれども、当然私どもとしては消防本部を立ち上げていくには、どの程度のどのような消防本部をつくるかというようなこともありますので、そのあたり、一つの基本的な構想がまとまりましたら、またいろいろと御相談申し上げたいと、このように思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） ありがとうございます。

最初も申し上げましたように、確認のためということで、新聞の発表がそんな形になっておりましたので、私はその真意をお聞きしたところでございます。まだということでございます。できるだけ十分御検討いただいて、回答もお話をいただいて御決定をいただきたい。

1 署 1 分署、これはこの前の全協のときも申し上げましたが、旧の巢南としまして、旧川崎の上の方、どうしても遠隔地になりますので、そういう考えを持っておられるということで、1 署 1 分署、ありがたい。ぜひともそれで通していただきながら、場所をあそこでもいいわけですが、やはりもう少し具体的にいろいろ話し合っ、時間もそうたくさんかかるわけではございません。十分な議論をして、御決定をいただきたいと。ただ新聞にそんなふうに掲載したので、だれが決めたのか、その確認をさせていただいたところでございます。以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議事の都合により、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 4 時 29 分

再開 午後 4 時 38 分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員数は 20 人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。本日の会議は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

日程第 22 議案第 26 号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第 22、議案第 26 号平成 18 年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第 23 議案第 27 号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第 23、議案第 27 号平成 18 年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第24 議案第28号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第24、議案第28号平成18年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第25 議案第29号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第25、議案第29号平成18年度瑞穂市下水道事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第26 議案第30号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第26、議案第30号平成18年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 3番 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 議席番号3番、翔の会、若園五郎です。

予算書の158ページをお開きください。

歳入の方ですが、使用料ですけれども前年度対比33万7,000円、その減の理由の説明をお願いします。

そして、歳入歳出合計の本年度と前年度予算の対比ですけれども、予算の前年度より上がっている理由についてお尋ねします。以上です。

その2点をよろしく申し上げます。

議長（土屋勝義君） 松野水道部長。

水道部長（松野光彦君） 今の若園議員の質問でございますが、使用料につきましては、前年度料金改定を行いました。料金改定をしたら使用料が1件当たり1トン少ないということになりましたので、前年度から33万7,000円を引かせていただきました。

また、支出の方の増額につきましては、平成9年に施設が完了しておりますので、機器の更新時期を毎年計画してやっておりますので、これだけふえたということと、公債費が減りましたのは、償還金が減ったということとあります。あとは予備費は前年がゼロ、こしは新たに設けました。といいますのは、今言いましたように、平成9年に供用開始して8年たっておりますので、機器の更新時に修繕費は十分見てありますが、その他不慮のときに使いたいということとあります。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 3番 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 使用料の収入の方ですが、滞納とかそういう状況はありますか。以上です。

議長（土屋勝義君） 松野水道部長。

水道部長（松野光彦君） 滞納につきましては、15、16年度は100%でございます。17年度、現在まで5名で97.51%でございます。以上です。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第27 議案第31号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第27、議案第31号平成18年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 3番 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 議席番号3番、翔の会、一応産建に入っていますけれども、自分も把握したいし、皆さん把握してもらうために、あえてここで質問させていただきます。

〔発言する者あり〕

3番（若園五郎君） 訂正します。

〔発言する者あり〕

3番（若園五郎君） 全部訂正します。

今の瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）の特別会計の質問でございますけれども、今現在私道についての布設の状況はどのようになっているか。それと、今後の計画がもしあれば、その質問をさせていただきます。以上です。

議長（土屋勝義君） 松野水道部長。

水道部長（松野光彦君） 若園議員の私道について御答弁させていただきます。

別府に私道と思われるのが77路線、その中で私どもが私道として下水管の布設が可能であろうというのが16件、その中で15年に1路線、16年2路線、17年に7本予定をしておりましたが、7本のうち2路線で、5路線を施行したということで、あと11路線が残っておるということでございます。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第28 議案第32号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第28、議案第32号平成18年度瑞穂市水道事業会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 3番 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 議席番号3番、翔の会、若園五郎です。

瑞穂市の水道事業会計でございますけれども、南地区に水源地等を設けてございまして、ある程度の事業化はできておると思うんですけれども、今後の事業展開はどのような計画があるか、お尋ねします。以上です。

議長（土屋勝義君） 松野水道部長。

水道部長（松野光彦君） 若園議員の質問でございますが、合併したときに旧巢南の水源地の最大稼働率が99.9%ということで、ほとんど飽和状態でございましたので、とりあえず合併したときに穂積と巢南を結ぶ河川、これに橋梁がありますので、この橋梁に2カ所、添架をさせてもらったということと、そういう状況でございましたので、古橋地内に新たに水源を設けま

して、今月の20日ごろには完成をして、4月1日には新しい水が供給できるであろうということを考えておりますが、今後の事業の展開につきましては、第1次拡張工事という格好で、旧の穂積、旧の巢南の管路網の見直しを行いまして、平成16年から着工しておりますので、まだ延長的には微々たるものでございますが、予算的には約19億程度かかるであろうかということを考えております。以上です。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第29 議案第33号について（質疑）

議長（土屋勝義君） 日程第29、議案第33号市道路線の認定及び廃止についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 7番 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） 議席番号7番、翔の会、浅野でございます。

市の指定道路、いわゆる道路法第8条には、県道、村道、市道、すべてその市町村長、それで決まるということがありますが、いわゆる瑞穂市に市道認定の基準というものが、調べましたところないようでございますので、道路幅は何、それから奥行きはどれ、そういう基準をつくっていただく、またつくってあるのかどうかということをお願いしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。以上です。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 認定基準は、あくまでも道路法に基づきまして、市が管理・維持すべき路線として、不特定多数の方が通られる道路ということで基準がありますので、その範囲内でやっております。基準につきましては、今回の認定路線につきましては内部で、開発道路、あるいは道路地指定というものについて市の基準に合ったものにつきましては認定をするということで御理解を願います。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第5号から議案第7号まで及び議案第9号から議案第33号までは、会議規則第37条第1

項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

散会の宣告

議長（土屋勝義君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後4時51分

